

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実が経営上の重要な課題のひとつであると考え、企業の社会的責任を果たすため、法令遵守に積極的に取り組むことはもとより、企業理念に謳う「ひとびとと地域の生活文化の向上に貢献する企業」を実現するため、公正かつ透明性の高い経営体制の構築に取り組んでいます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
山陽電気鉄道株式会社	417,316	51.52
神姫バス株式会社	190,116	23.47
内海欣子	20,047	2.47
渡邊定雄	13,100	1.62
山陽百貨店従業員持株会	9,721	1.20
株式会社山陽フレンズ	8,000	0.99
株式会社三井住友銀行	6,000	0.74
関電不動産開発株式会社	5,400	0.67
鹿島建設株式会社	5,400	0.67
株式会社みなと銀行	3,700	0.46

支配株主(親会社を除く)の有無

――

親会社の有無

山陽電気鉄道株式会社(上場:東京)(コード)9052

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	2月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社と親会社である山陽電気鉄道株式会社との主な取引は、事業用土地・建物の賃貸借及び運転資金の借入に関する金銭消費貸借取引であります。土地・建物の賃貸借については、地価の変動や近隣の取引実勢に基づき、契約により賃貸借料を決定しており、金銭消費貸借については、市場金利を勘案して利息を決定しております。また、これら以外に同社との間に物品販売取引がありますが、市場価格、仕入価格を勘案して、一般顧客と同一条件での取引を行っております。以上により、支配株主との取引に関しては、いずれも公正かつ適切な取引水準を維持し、少数株主の権利を害することはないと考えております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社の親会社は山陽電気鉄道株式会社ですが、取締役の業務執行に関して当社は、同社からの独立性を確保しております。同社からは取締役2名並びに監査役2名を受け入れていますが、同社からの取締役は非業務執行取締役として、主に取締役会の業務執行に関する監督機能を果たしているものであり、監査役についても、公正かつ客観的な立場から適切な監査を行っております。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小林健一	他の会社の出身者							○				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小林健一		現在、神姫バス株式会社の取締役であります。	経営者としての幅広い見識から、中立的な立場により当社の経営に有用な助言・提言をいただけることを期待しております。同氏は当社の業務執行からは高い独立性を確保しており、企業経営者としての経験、知識を重要案件の意思決定において適切に反映していただけるものと考えております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の実数	4 名
監査役の実数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人による監査に必要なに応じて同席するほか、随時、監査に関する報告及び説明を受けております。また、当社は社長直轄の監査室を設置しており、監査室では、法令遵守及び業務の執行状況につき、監査役と連携して当社及び当社の子会社に対し、内部監査を実施し、業務改善のための助言・勧告を行っております。

社外監査役の実任状況	選任している
社外監査役の実数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている実数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松岡 勲	他の会社の出身者			△		△								
岩崎 和文	公認会計士													○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松岡 勲	○	社外監査役の松岡 勲氏は、過去に当社の親会社である山陽電気鉄道株式会社と、兄弟会社である山陽タクシー株式会社との業務執行者を務めておりましたが、2009年6月をもって退任しております。	過去に山陽電気鉄道株式会社の監査室担当役員を経験しており、監査業務に関する幅広い見識を当社の監査に反映していただいております。 また、同氏は、過去の職歴にとらわれず、独立役員に求められる役割を強く自覚していることから、一般株主と利益相反を生じるおそれはないものと判断し、同氏を独立役員として指定しております。
岩崎 和文	○	該当事項はありません。	公認会計士として、財務及び会計に関する専門的な知見を有しており、また、大手監査法人等での職務経験を通じ会社経営についての理解も深いことから、当社の監査業務を適切に遂行していただけることを期待しております。 また、当社と同氏の間で特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないものと判断し、同氏を独立役員として指定しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	実施していない
-------------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社においては、現行の報酬体系で適切かつ効率的な取締役の業務執行が行われていると考えております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

有価証券報告書において、取締役に支払った報酬等の総額を開示しており、その額は23,064千円(うち社外取締役に支払った報酬等の総額はなし)であります。また、上記のほか、使用人兼務取締役の使用人給与15,816千円を支払っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無	あり
--------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬等については、2019年5月24日開催の第90回定時株主総会において取締役の報酬等の額については年額9,000万円以内(うち社外取締役の報酬等の額は年額500万円以内)、監査役の報酬等の額については年額2,000万円以内と決議されております。なお取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含まないものとしております。

取締役の報酬については、基本報酬は、当社の経営環境や各取締役の役位、職責などを総合的に勘案し、また、業績による賞与は、当連結会計年度の会社業績等との連動性を考慮し、株主総会で定められた報酬等の限度額の範囲内において、どちらも取締役会の決議にて決定することとしております。

監査役の報酬については、株主総会で定められた報酬等の限度額の範囲内において、監査役の協議により決定することとしております。また、監査役は、独立した立場にて、監視・監督を行うことが必要であることから、業績を反映した賞与は支給いたしておりません。

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

経営企画担当取締役から定期的に業務執行状況についての報告がなされ、重要案件については取締役会に先立ち代表取締役から事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 取締役会は、現在、取締役7名、うち1名が社外取締役で構成されており、定例取締役会に加えて必要に応じ臨時取締役会を開催し、重要案件の決定と業務執行の監督を行っています。また、常務会は常勤取締役で構成され、毎月の定例会議に加えて必要に応じて適宜開催され、取締役会から権限を委譲された事項の意思決定及び取締役会決議事項の予審を行っており、監査役も出席しています。社外取締役は、当社の経営戦略に関する意思決定を社内とは別の見地から監督する機能を果たしています。

(2) 当社は、監査役制度を採用しており、監査役4名、うち2名が社外監査役で構成されております。監査役会は、原則、取締役会の開催にあわせて開催され、公正かつ客観的な立場から取締役の職務執行を監督し、また、取締役会の運営、決議方法の妥当性、適法性を監査します。

(3) 当社は、監査室を設置し、当社及び当社グループ各社の日常・決算業務について検証を行うとともに指導を行っています。

(4) 当社の会計監査人は、EY新日本有限責任監査法人であり、会計監査業務を執行する公認会計士は、梅原隆氏及び仲下寛司氏であります。当社と同監査法人及び当社に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別な利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社におきましては、社外取締役を中心として業務執行に関する監督が十分に機能しており、また、監査役会による経営の監視も、社外監査役が同様に機能していると判断しておりますので、現状の体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
IR資料のホームページ掲載	決算短信等の決算情報、それ以外の適時開示資料を企業情報として随時掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部門が中心となり、経営企画部門及び経理部門と連携して担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「SANYO倫理行動基準」のなかで、顧客、取引先、株主、社員を含む幅広い社会との健全で良好な関係維持に努めることを宣言しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	コンプライアンス委員会のなかで、「環境問題対策小委員会」を設置して、CSRの見地から全社を挙げての取り組みを行っております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び子会社（以下、「グループ会社」という。）から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）は、「倫理行動基準」「倫理遵守マニュアル」を制定するとともに、委員長を社長、各部門長及びグループ会社の代表者を委員としたコンプライアンス委員会を設置し、法令遵守への取り組みの実効性を確保しています。また、委員会で審議された方針は、常務会に報告されるとともに各部門長及びグループ会社の代表者で共有化され、業務活動における指針として活用されています。さらに、「社内通報制度（サンヨーヘルプライン）」を設置し、法令違反の未然防止とコンプライアンス体制の充実を図っております。

監査役は、法令に定められた取締役会への出席とともに、常勤取締役により構成される常務会、その他重要な会議等に出席し、有効な意見を述べる体制をとっております。また、監査役と会計監査人との情報の共有化を図り、適正な監査を行うよう努めております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る重要な書類については、法令及び社内規程に従い、適切に保存及び保管を行っており、取締役及び監査役からの閲覧の要請に備えております。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社グループは、リスクに対処するため「危機管理マニュアル」を策定し、緊急時の社内体制を整備しております。また、「リスクマネジメント委員会」を設置し、会社に想定されるリスクの洗い出しと未然防止に努めるとともに、万一、リスクが顕在化した場合の損失を最小に抑えるための対応をあらかじめ手当することを目的として、各部門及びグループ会社のリスク管理体制と運用を推進しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役の職務権限を定め、取締役の職務の効率化を図っているとともに必要最少の人員数で運営され、経営に関する重要事項の決定、承認並びに報告を行っております。常務会は毎月の定例会議に加えて必要に応じ適宜開催されており、取締役会から権限を委譲された事項の決定及び取締役会決議事項の予審を行っております。

また、当社は、グループ会社の事業内容や規模等を勘案し、指揮命令系統、権限及び意思決定、その他組織に関する基準を定め、グループ会社にこれに準じた体制を構築させることにより、グループ会社の経営の適正化及び効率化を図っております。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社においては、経営企画担当がグループ会社を統括し、業務報告を受けるとともに、業務の指導及び助言を行っております。また、業務組織からの独立性を持たせた監査室が、当社及びグループ各社の日常・決算業務について検証を行うとともに指導を行っております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役から請求があった場合または必要に応じて、監査役の業務補助のためのスタッフを置くものとし、その場合、当該スタッフはその業務を遂行するに当たっては監査役の指揮命令にのみ従うものとしております。なお、その人事については、あらかじめ監査役会の同意を得るものとしております。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社グループの取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合は、直ちに監査役に報告するものとしております。また、取締役は監査役に対し、定期的に「サンヨーヘルプライン」の通報状況とその内容を報告するものとしております。監査役は取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を正確に把握するため、常務会やその他重要な会議に出席するとともに、当社及びグループ会社の稟議書やその他の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社グループの取締役または使用人からその説明を求めることができるものとしております。なお、当社は、監査役に報告を行った当社グループの取締役または使用人が当該報告をしたことを理由として不利益な扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底を図っております。

(8) その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査役会で決議した監査の方針等に基づき、取締役会及び常務会等重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、当社及びグループ会社の取締役会議事録、稟議書等の重要書類並びに帳簿類を閲覧し、都度、担当者から説明、意見を求めています。

また、監査役がその職務の執行に生じた費用または債務については、監査役の請求に基づき担当部門で審議のうえ、適宜適切に処理するものとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、反社会的勢力とは取引を含めて一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不法・不当な要求に対しては組織全体で毅然とした態度でこれに対抗し、排除することを方針としております。

当社グループは、企業倫理に關する社内規程である「倫理行動基準」のなかで、反社会的な個人・団体からの特殊取引、金銭などの要求に対しては、断固これを拒絶し、また、反社会的勢力と取引のある個人・団体と取引することも禁止しております。万一、反社会的勢力から何らかの接触を受けた場合は、対応統括部署において、所轄警察署や顧問弁護士との連携のもと、すみやかに対処できる体制を整備しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はございません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の適時開示体制の概要は以下のとおりであります。

(1) 適時開示に係る基本方針

当社は、企業の果たすべき社会的責任が経営の根幹であることを十分に認識し、情報の開示にあたっては、全てのステークホルダーに対して、迅速、正確、公平に適時適切な情報を提供することが上場会社としての重要な責務であると考えております。当社においては、証券取引所の定める適時開示規則に沿って開示手続を行うとともに、当該開示事項を当社ホームページに公開します。また、これら以外の発生事実のうち、社会的要請があると判断される事項については、報道機関への公表を実施することとしております。

(2) 適時開示に係る社内体制

当社では、適時開示にあたっては、総務担当役員が内部情報管理者となり、情報の集約、管理及び判断を行うとともに、経営企画担当役員が証券取引所にあらかじめ届出をした情報開示担当役員として開示を行う体制を整備しております。

当社の決算情報や決定事実並びに子会社に関する決定事実については、取締役会の承認を得て適時適切に開示されます。また、金融商品取引所が定める適時開示を要する重要事実やそれ以外に社会的影響がある又はその可能性があると判断される事実発生の場合は、内部情報管理者が各部門又は子会社と連携して、当該情報の収集に努めるとともに、情報の分析、精査を行います。

集約された情報はすみやかに社長に報告され、その指示に基づき、情報開示担当役員は直ちに証券取引所を通じて適時開示を行います。さらに必要に応じて当社ホームページでの公開に加えて、報道機関への公表を行います。

開示、公表されるまでの情報は、当社の定める「内部者取引の規制及び内部情報の管理に関する規則（インサイダー取引規定）」に基づいて管理され、役職員が遵守すべき内部情報管理に関する周知・啓蒙活動は、コンプライアンス委員会が中心となり、社内教育を通じて広く実施されております。

内部統制システム体系図

